

くすのき広域連合介護保険事業者の事故等発生時の報告手続き等に関する要領

平成14年3月制定の本要領を全部改正する。

1 趣旨

この要領は、介護保険法で規定する指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護保険施設、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所及び指定第1号事業所（以下「指定事業所等」という。）において事故等が発生した場合に、指定事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）がくすのき広域連合（以下「広域連合」という。）への事故等の報告が適切にされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順及び報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故等の対象

広域連合が指定する指定事業所等で行う介護保険適用サービスで、指定事業所等内におけるサービス（以下「サービス」という。）提供中の指定事業所等を利用する者及び入所（入院）者（以下「利用者」という。）の事故等とする。

なお、広域連合以外の指定権者が指定する指定事業所等で広域連合被保険者に対し行う介護保険適用サービスについても同様とする。

3 報告すべき事故等の種類及び範囲

(1) 事業者は、次に掲げる事故等が発生したときに報告を行うものとする。

① サービス提供中における死亡事故及び負傷等。

ア 死亡 自然死及び病死以外の死亡事故（自殺を含む）

イ 転倒 歩行等による移動時の転倒事故による負傷

ウ 転落 高所からの転落事故による負傷

エ 誤嚥、窒息 食事等摂取時の誤嚥等による窒息事故

オ 異食 異物の誤飲による事故

カ 誤薬、与薬漏れ等 誤った種類、量、時間の服薬による事故

キ 医療処置関連（チューブ抜去等） 医療処置にかかる事故

ク 不明 原因不明の事故

ケ その他 溺水、交通事故、福祉用具不良、介護ミス、暴力行為、行方不明、過失、法令違反及びその他の理由により利用者がサービスの不利益を被ったもの。

なお、サービス提供中とは、送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。

また、在宅の通所、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所及び施設にいる間は、サービス提供中に含まれる。

- ② 利用者が病気等により死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性がある場合又は家族等との紛争が生じる可能性のある場合。
- ③ 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
- ④ 食中毒、感染症及び結核の発生又はそれらが疑われる状況が生じ、所管の保健所へ届け出たもののうち、緊急性、重大性の高いもの。

なお、緊急性、重大性の高いものとは、次のとおりとする。

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条の規定に基づき、診断した医師が直ちに届け出なければならない感染症（結核を含む）の患者が発生した場合

イ その他の感染症（インフルエンザや感染性胃腸炎等）や食中毒の発生が疑われる状況が生じ、かつ、集団発生事例や死亡事例等に該当すると認められる場合。

- (2) 負傷等の事故による報告が必要な範囲は、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告を必要とする。

なお、(1)①のケに該当する場合は、全て報告を必要とする。

- (3) その他、広域連合が報告を求めた場合も、報告を必要とする。

4 報告先

事業者は、事故が発生した場合、本要領に従い、被保険者の属する広域連合の支所（守口支所、門真支所、四條畷支所）に報告するものとする。

なお、被保険者が広域連合以外の市町村に属している場合は、広域連合本部に報告するとともに、当該市町村にも併せて報告すること。

5 報告書の様式

報告書の様式は、「介護保険事業者 事故報告書」とする。ただし、本報告書における報告事項が全て記載されているときは、事業者の独自様式で報告しても差し支えないものとする。

6 報告の時期及び手順

- (1) 第1報は、少なくとも当該報告書について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加報告を行い、事故の原因分析や再防止策等については、作成次第報告すること。
- (3) 事故処理の区切りがつかずに1月以上の長期化となる場合は、事故報告の提出に

ついて広域連合の判断を求めること。

- (4) 事故処理の区切りがついたところで最終報告すること。

7 本人及び家族等への説明

事業者は、上記「3 報告すべき事故等の種類及び範囲」で定める事故等の発生後、速やかに本人及び家族等へ、次の内容を説明すること。

- (1) 事故の経過等や介護保険に関する苦情相談窓口について説明すること。
- (2) 広域連合へ報告した内容について、事故事例として大阪府に報告される場合があること。
- (3) 広域連合に対して報告された事故について、個人情報開示請求がなされた場合は、個人情報以外の内容が開示される場合があること。

8 報告に対する対応

- (1) 広域連合は、対応が必要と判断した場合には、事業者に対する調査、指導や利用者等に対する事実確認を行う。

また、利用者等の権利擁護、苦情やトラブルの未然防止等のために必要な指導を行うものとする。

- (2) 対応が必要な事由は次のとおりとする。
 - ① 指定基準等法令違反が原因になっている恐れがある場合
 - ② 職員の不適切な介護等により発生した恐れがある事故（死亡又は生命等に関わる重大な事故）の場合
 - ③ 反復して事故が発生している状況が見受けられる場合
- (3) (2)の事由に該当する場合は、内容により次の対応を行う。
 - ① 不正又は著しい不当な行為等が疑われる事故と判断される場合には、介護保険法の規定により、必要に応じて実地指導等を実施する。
 - ② 事故内容により必要と判断される場合には、当該事故に係る事業者、利用者等その他の関係者から事情を聴取する。
- (4) 事故報告の内容上、必要と判断される場合は、関係機関へ情報提供を行う。
- (5) 次の掲げる場合には、必要に応じ関係市町村又は大阪府と連携を図る。
 - ① 当該被保険者が広域連合以外の市町村に属している場合
 - ② 事故が発生した事業所が広域連合以外で指定を受けている場合
 - ③ その他必要がある場合

9 事故対応マニュアルの作成

事業者は、事故発生時に、適切な対応を行うための事故対応マニュアルを作成し、職員（従業者等）に周知徹底すること。

10 その他

事業者は、該当しない事故のケースであっても必ず記録すること。

また、事業者は、報告内容が記載された書類等の机上への放置や原則事務室外への持出しを禁止し、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うこと。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。